

- ◎ 今般の新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休校に伴い、臨時休校期間中の報酬の算定及び利用者負担額の算定については、下記のとおり特例的な取扱いが適用されます。
- ◎ 3月分報酬の請求にあたっては、下記内容及び県障害福祉課ホームページに掲載の厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課発令和2年3月24日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症防止のための小学校等の臨時休業に関連した放課後等デイサービスに係るQ&Aについて（3月24日版）」をよくご確認くださいませよう願いたします。

1. 3月分の報酬請求事務について

【報酬単価】

令和2年3月2日から春休みの前日までの期間（以下、「対象期間」という。）については、基本報酬単価など算定方法の一部が特例的な取扱いとなっています。詳しくは、下記の**2. 報酬算定の特例的な取扱い**をご参照ください。

【利用者負担額】

3月分利用者負担額が一部免除となる場合があります。**3月分の利用料については、別添2『各事業所において必要な手続きについて』を参照し、免除となる額を差し引いた利用料を**、利用者に請求を行ってください。

2. 報酬算定の特例的な取扱いについて

【休業日の基本報酬単価の適用】

対象期間中(土日・祝など本来の休校日を除く)に放課後等デイサービスを提供した場合は、平日であっても**「休業日に指定放課後等デイサービスを行う場合」の単価で請求可能**です。

《休業日単価を適用する場合の注意点》

休業日単価を算定する場合、通常、1日の開所時間が6時間未満の場合は開所時間減算の対象となりますが、対象期間中は当該減算が適用されません。（※教育委員会が休校日と定めている日に関しては、卒業式等の行事で登校した場合であっても休業日の単価で算定可能です。）

【各種加算・減算】

《定員超過減算》

- ・定員を超える児童を受け入れた場合であっても、臨時休校に伴う定員超過については、対象期間中は定員超過減算は適用されません。

《サービス提供職員欠如減算》

- ・（他事業所への応援、子どもの預け先の確保等の問題で短時間の勤務等のほか、職員本人の罹患や職員家族の罹患による住宅待機等により）人員基準を満たさなくても、対象期間中はサービス提供職員欠如減算は適用されません。

《延長支援加算》

- ・休業日の基本報酬単価を適用させることから、臨時休校に伴う前倒しの営業時間（平日の開所時間ではない）より前に放課後等デイサービスの提供を行った場合のみ延長支援加算の算定は可能です。